

公布された規則のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 40 号）

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）の施行に伴い、就業手当に相当する退職手当支給申請書及び移転費に相当する退職手当支給申請書について所要の改正を行うこととした。（様式第 20 号及び様式第 22 号関係）
- 2 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとした。